

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-9
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2023年3月13日
 2553回

今年3・13集会は3月13日(月) 必ずマスクを!

三条集会 (中央公民館) 9時~10時半
 役員集合 8時半 9時受付開始 9時半集会開会
 集会終了後税務署までデモ行進して、集団申告

※くれぐれも税務署で待つことがないよう、税務署からきつぱり言われています。よろしくお願いいたします。歩けない方は、ご遠慮なく、宣伝カー・随行車にお乗りください。

※申告書控(複写かボールペン、えんぴつは不可)もお持ちください。收受印が押されます。

※収支内訳書控・青色決算書控にも收受印が必要な方はお持ちください。

※訂正される場合があります。印をお持ちください。
加茂集会 (加茂文化会館) 13時半~14時半

役員集合 13時 13時半受付開始 14時集会開会
 集会終了後、加茂市役所まで歩いて集団申告

※申告書控(複写かボールペン、えんぴつは不可)に返信用の封筒(本人宛住所・氏名・切手貼る)を付けると後日收受印が押された控が郵送されます。
 収支内訳書控・青色決算書控も同様。
 ※念のため印をお持ちください。

☆2/1の税務署との打合せで確認事項
 ※マイナンバーは無記入でも申告書は受理
 ※収支内訳書なくても申告書は受理

まだお済みでない方へ
必ず3月13日(月)12時に必ずお申し込みください

8日(水)~10日(金) 残申告相談会 民商事務所
 3日間とも 10時~正午 13時半~16時

※最初に、みなさんに共通にお話しすることがあるので、午前10時、午後は13時半において
 ※突然事務所に来られるのはお控えください
 ※持ってきていただきたいもの

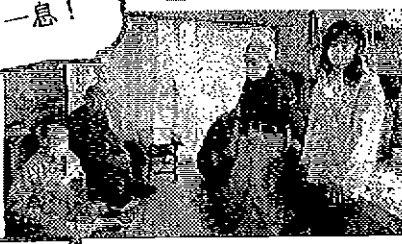
昨年申告書・決算書・収支内訳書等(控)、今年の申告書類、収支のわかるもの、個人年金支払証明書、源泉徴収票(給与・年金)、国保・国民年金・小規模共済等の控除証明書、生命保険・地震保険控除証明書、配偶者・扶養家族(生年月日・源泉徴収票)、医療費のおしらせ(その他そこに記載されていない領収書)、印

支部役員総出で
 加茂支部班会
 19人大盛況! +相談員・事務局員 4名

元会員の方が
 入会・共済
 同時加入!



相談終わってほっと一息!



3月記帳会・インボイス相談会
 3月18日(土) 9時半~事務所
 インボイス申請書は事務所にあります **あわてずに!**

実施は2023年10月1日 登録は2023年3月末→申請手続きの柔軟化で 無条件に「2023年9月末」までOK
 2023年10月1日からの請求書・領収書に番号が間に合わなくても、溯って有効です! 実施前なら「取り下げ」も可能。

加茂ドック 6月17日(土)下越病院
 8時に直接集合 枠は12名 お早めに電話でお申し込みを。現在6名あと5名で締め切ります。三条ドック(新潟懸健康管理協会)は、8月の予定

共済会より
 ☆共済加入者がコロナ感染症で陽性で自宅待機された方(入院扱いですが、必ず医療機関または、保健所からの指示を受けてください。)12/1~感染からメールの証明のコピーが必要です。スマホなどが使えず証明書類がない場合は、理由・経過をお聞きし「役員確認書」添付でも給付の可能性も。
 ☆陰性でも濃厚接触者陰性で自宅待機された方(安静加療見舞金)も申請ができます。コロナ感染症特例で6か月経過で無効にはならず発生時に溯り給付されます。医療機関の証明がなくても役員の証明で可能です。遠慮無く申し出てください。

3月に入り2名が入会・共済も同時加入。婦人部も1名。うち、1名は会員の紹介で若いママさんです!

復活支援金・休業支援金などは、雑収入で申告を。消費税は非課税です。

R4年分所得税の納税期限 3月15日(水)
 振替納税は 4月24日(月)
 R4年分消費税の納税期限 3月31日(金)
 振替納税は 4月27日(木)

税務納税相談停止命令制度の創設を許さない!
 岸田政権は、税理士以外の税務相談の停止などを財務大臣が命令できる「税務相談停止命令制度」の創設を盛り込んだ、税理士法改定案を、国会に提出し、年度内の成立をねらっています。法案が成立した場合、申告納税制度は大きく揺らぎ、民商運動にも障害が発生すると考えられます。「停止命令を出すかどうか」、恣意的に判断されることも可能になります。民商は、自主記帳・自主申告を仲間と相談・助け合いながら、活動しています。「税務相談停止命令」は絶対許してはいけません。

労働保険事務組合より
 労働保険のR4年度は4/1~3/31です。R5年度4/1から特別加入を脱退するなど、変更のある方は、3月23日(木)までヨコバンを持っておいでください。4月に入ってしまうと、1か月分の保険料が発生しますのでご注意ください。従業員入社・退職など、の変更もありましたら、お早めにご連絡ください。
 R5年度 4/1~3/31から、雇用保険料率が上がります
 一般の事業(被保険者負担) 5/1000 ↓ 6/1000
 建設の事業(被保険者負担) 6/1000 ↓ 7/1000
 ※労働保険の年度更新の書類は、3月中にお届け予定です。